輸第100258号	魚かす粉末	株式会社みのり　静岡県三島市西本町4番5号
輸第100259号	尿素	有限会社日和商事　千葉県流山市駒木531番地
輸第100260号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア　ユニオン貿易株式会社　東京都千代田区岩本町三丁目3番2号
輸第100261号	尿素	尿素　不二倉業株式会社　東京都品川区大井四丁目13番17号
輸第100270号	化成肥料	化成肥料15―5―5　三井物産アグロビジネス株式会社　東京都中央区日本橋本石町三丁目3番5号
輸第100276号	化成肥料	微量要素有機入り化成8―8―8　シーアイマテックス株式会社　東京都中央区京橋一丁目18番1号
輸第100277号	熔成りん肥	18%熔成りん肥　株式会社サトシ・エンタープライズ　東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年五月二十三日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月四日　　農林水産大臣　林　芳正

仮登録番号	肥料の名称	仮登録を受けた者の名称及び住所
1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所		
仮生第435号	ソイルキーパー特号	片倉チッカリン株式会社　東京都千代田区九段北1丁目13番5号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月四日　　農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年五月九日　第五十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人有機農業推進協会　東京都豊島区南大塚二丁目十四番十二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県及び三重県

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都豊島区南大塚二丁目十四番十二号

○国土交通省告示第八百八十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年八月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5278号	電子海図情報表示装置	ＥＣ―8100	東京都大田区南蒲田二丁目16番46号
第5279号	〃	ＥＣ―8600	〃

○国土交通省告示第八百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年八月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5285号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫ２Ｐ―Ｓ―815型	エア・ウォーター防災株式会社　兵庫県神戸市西区高塚台3丁目2番地16

○国土交通省告示第八百八十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年八月二十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2720号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫＳ―８Ｃ型	エア・ウォーター防災株式会社	決議ＭＳＣ．339(91)への適合性確認

○国土交通省告示第八百八十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十六年九月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第1―(1)号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　松田　紀子

四　変更年月日　平成二十六年八月十日